

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和5年11月29日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 5階記者会見室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは定刻になりましたので、ただいまから11月29日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 すみません、テレビ朝日、ヨシノです。よろしくをお願いいたします。

昨日、茨城県が東海第二原子力発電所の事故時の拡散シミュレーションを発表しました。最悪の条件下では、一時避難者が30キロ圏で最大17万人になるという結果だったんですけども、これについて、委員長の受け止めをよろしくをお願いいたします。

○山中委員長 昨日、茨城県のほうからそのシミュレーションの結果が報告されたというのは承知しております。規制委員会としての想定すべき事故の規模等については平成30年に見解をまとめて報告したとおりで、私自身もその考えを踏襲しているところでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえますと、事前に考えておくべき合理的な事故の規模としては、セシウム137相当で100TBq（テラベクレル）程度のものであるのが適当であるという、そういう考え方を示しておりますけれども、私もその考え方を踏襲しているところでございます。過度な放射線の影響を考えた避難というのは過去のその1F（福島第一原子力発電所）事故の教訓を踏まえますと、弊害のほうが大きいのという認識でございます。

○記者 ありがとうございます。

その上で、最悪の一定条件というのが、まさに今おっしゃった過度な部分がありまして、特定重大事故等対処施設は使えない、また、シビアアクシデント対策はほぼ機能しないで消防ポンプ車だけで注水するという、このようなものになっているんですけども、改めましてこれについてもどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 いわゆるその事故の合理的なレベルというのは、もう過去に報告した、委員会として考えているその100TBqセシウム相当という、こういう放出をまず考えて、事前の対策を立てておくというのが妥当なところかなというふうに思っておりますし、当然、様々な設備が使えなくなるということは、深層防護の考え方では必要になってくるかとは思いますが、事前の検討の上では様々な考えていただくことは否定いたしませんけれども、妥当なレベル、あるいは合理的な事故の規模というのは、過去、

委員会が提唱しているのと私は同じ考え方でございます。

○記者 はい、ありがとうございます。

福島第一原子力発電所事故の教訓というのは、やみくもに避難するということではなくて、やはりその屋内退避というものを有効に活用しながらということが一番の教訓だったと考えるんですけども、これについて、茨城県の昨日のシミュレーションの中で全く触れられることがないというのは、私はちょっと怒りすら覚えているのですけれども、委員長のお受け止めを、ちょっとその辺についてもお伺いしたいのですが。

○山中委員長 1Fの事故以降、やはり屋内退避の有効性というのは規制委員会でもいろいろ検討させていただいて、非常にその事故の場合には有効であるということは委員会の中でも何度も提案をさせていただいているところですし、これは私も同様の考え方でございます。

○記者 すみません、最後にしますけども、その知事は会見の中で92万人は避難しなくてもよく、17万人避難すれば、最大でも17万人避難すればいいのだと。それも規制基準を鑑みれば、そこまで行かないとか、ちょっとよく分からないことを、私はよく分からなかったんですけども、17万人といいますと、1F事故の避難者、自主避難者を除いた避難者の中よりも多い数になってしまって、やはりこういうメッセージは、その誤ったメッセージを、印象、メッセージを茨城県の人に与えてしまうのではないかと私は懸念しているのですが、委員長、どのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 やはり、これは繰り返しになりますけど、過度な放射線のリスクを考えた避難というのは、実効性のある防災計画であると私は言えないと思います。その考え方はもう過去の委員会の考え方を私も踏襲しておりますし、その点は強調したいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

ヨシダさん。

○記者 NHKのヨシダです。

ごめんなさい、今の質疑のやり取りでちょっと確認したかったんですけど、今、委員長はこの茨城県のシミュレーションの、今回のシミュレーション自体は、先ほどからおっしゃっている合理的なところとか妥当なレベルというのを超えてしまっているものだという御認識なのでしょうか。その辺り、一度お願いします。

○山中委員長 茨城県のそのシミュレーションの条件というのは、私、詳細に把握をしておりますので、一概に私の考えを申し述べるわけにはいきませんが、少なくとも事前にいろいろシミュレーションをされるということについてはそれぞれの自治体でお考えになればいいことでありまして、それは否定するものではございません。あくまでもその地域が実際に立てていただく防災計画としてあるべき姿はこうですという

規制委員会の考え方を述べさせていただいているところです。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。

今の点なんですけれども、事故レベルによって、その原発からどこに住んでいるかによって逃げる人と屋内退避が求められる人がいるという考え方が果たして何万人の方に、例えば東海第二の周辺に生きていらっしゃる方に理解されていると委員長はお考えですか。私は考えている、理解できている人がいないと思うのですが。

○山中委員長 規制委員会の考え方、あるいは、その合理的な事故がどういうレベルのものであるかという考え方について、まだまだ規制委員会としての情報発信が不足しているところもあるかなというふうに思っておりますので、この辺については以前からお話をさせていただいておりますように、規制委員会が立案している原子力災害対策指針等については各地域で説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 同じこのシミュレーションに関してなんですけれども、多重下請構造の中で、自分が何を、事故が起きたときに何をすればいいのかが分かっていない下請作業員がたくさんいる中で、その事故が合理的なレベルに収まると考えるほうがおかしいかと最近思っているんですけれども、委員長はどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 これは本当に繰り返しになりますけど、やはり東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓に基づけば、合理的な起き得る事故のレベルを考えて、対策をきちんと事前にとっておくべきであるというふうに思っております。過度に放射線の影響を考えた防災対策というのは実効性のある防災ではないというふうには考えておりますし、これはもう過去の委員会の考え方を踏襲しているものです。

○記者 関連で別の質問なんですけども、福島第一原発で起きた作業員の被ばく事件についてちょっと改めてなんですけども、3週間がたったところで、ようやく現場には5人ではなく10人いましたと。その中には元請社員が4人もいましたと。実際には3人いましたと。その1人の弁の操作が原因でしたということが、3週間たって分かったわけなんですけれども、このような多重下請構造による弊害ですね、そういう防止策ということも含めて、実施計画には記載されるべきだと思うのですが、変更が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○山中委員長 これまで情報発信の在り方についてコメントはさせていただきましたし、情報が二転、三転しているということについての受け止めもお話はさせていただきました。対策については先週ですか、東京電力から提案をされたようなんですけれども、改めて12月の監視検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）で議論をして、どういうふうな形で改善をしていくべきかというのは議論をさせていただきたいというふうに思っています。

○記者 はい。では、そこで多重下請構造については何らかの言及があるかと思しますので、次の質問をさせていただきます。

次と言っても関連なんですけれども、今回も1F事故でメルトダウンをひた隠しにしていた体質が全く変わっていないということが分かったと思うんですけども、情報の後出し、小出しによって。それで、今回柏崎刈羽で基本的な姿勢ということで今日変更がありましたけれども、その基本的な姿勢で、例えば、不確実、未確定なものも含め安全上重要なリスク情報を速やかに社長に報告し、などということがありましたが、社長どころか、1Fの責任者もこの情報、今回の被ばく事故についての情報が速やかに上がっていなかったということを鑑みると、東京電力としてやはり適格性に問題もある、基本的な姿勢にも沿っていないということを考えざるを得ないのですが、委員長の御見解をお願いします。

○山中委員長 これは前にもお話をさせていただきましたけれども、確かに今回の事案というのは情報発信の問題、あるいは情報共有の問題、あるいはマネジメントの問題というのは含んだ事象であるというふうには理解をしておりますけれども、東京電力全体構造に何か大きな影響を与えるような事象であるというふうな判断はしていません。

○記者 最後ですが、今日4時からの柏崎刈羽についての追加検査の結果報告があると思うんですけども、これは非公開ということなんですけれども、非公開である必要がない部分まで非公開にする必要はないと思うので、少なくとも議事録及び動画などを取っておいて、全く公開しても問題のない部分については事後公開といったこともあり得ると思うのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 これはセキュリティに関係するような会議でございますので、できる限り公開できる部分については議事録も公開をさせていただきますし、当然、非常に大きな、重要な事案でございますので、公開の場でできる限り報告をさせていただくようにしたいというふうに考えています。

○記者 つまり、今日の4時からの会議自体は議事録を公開はしないということになるのでしょうか。

○山中委員長 できる限り可能な事柄については公開をしたいというふうに思っています。

○記者 はい、以上です。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチと申します。

先週の水曜日の非公開の臨時会合の中で、柏崎刈羽原発の中での薬物検査の評価判定を誤って入城させてしまったという事案がありました。この件に関して、先ほども質問のあった追加検査への影響について、どのように委員長としてお考えでしょうか。

○山中委員長 先週、薬物のいわゆる偽陽性を示した職員を入城させてしまったという事

案の詳細の報告を受けました。これはおよそ1か月前ぐらいに第一報を受けて、翌日にかなり詳細な報告を受けて、もうその時点で、この事案については信頼性確認の問題であって、以前のようなID不正のような大きな問題ではないという認識で私はおりましたし、先週の臨時会での報告の内容もそれに則したものでございましたし、委員の皆さん、そういう理解でおられたかと思います。暫定録ということは公開されていると思いますけれども。

○記者 ありがとうございます。

先週水曜日、担当部門の方にも取材したところ、今回東京電力自らが薬物検査の評価を誤ったことに自ら気づいて、退域させて対応されたという話で、そういう意味で自律的な改善ができるかできないかというところを見ている、追加検査のところからすれば自律的な対応をしているという話があったのですが、そういった自律的なという意味では、どういうふうに見ていますか。

○山中委員長 まず、信頼性確認に問題があったということは、確かに一つの問題点でございますけれども、事象が発生して、極めて早い時間に偽陽性になった職員を退出させる、あるいは治安機関への精密測定への依頼をするという対応については、非常に早かったというふうに思っておりますし、以前に比べると、事象への対応も速やかだったというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

もう一方で取材をして気になったのは、この事案が、すみません、記憶が違っていたら申し訳ないですが、たしか10月2日に発生して、規制庁として10月5日に把握したと。ただ、それは東京電力から規制庁への申し出、報告があったわけではなくて、あくまで規制庁の検査官が会合資料を確認したところ、そういった事案の記述があったということだったので、東京電力自ら規制庁にも報告があったほうがよかったのではないかと思います。その点の対応はどう考えますか。

○山中委員長 10月2日にその事案があって、CR（状態報告）が上がって、CAP（改善措置活動）の会議で把握したという理解でいるのですけれども、東京電力から直接一報ということではなくて、検査官が報告してということなので、特にその点は私は問題には感じておりません。その後の対応も非常に速やかだったというふうに思いますし、次の日には、詳細な結果については私にも報告がございましたので、特段何か遅れがあったりとか、あるいは対応が遅かったというふうには思っておりません。

○記者 分かりました。

別件で、先ほど話が出ていました東海第二の拡散シミュレーションの話なのですが、規制委員会として規制基準を運用しているといえますか、それに基づいて審査をされる側からすると、先ほどの100TBq、合理的な事故というところはあるのだというの理解するのですけれども、一方で事故というのは、常に想定外の部分で起こるものだろうと思うのですが、その点、この防災というところのバランスと、今特に新規性基準

対応が進んで、より事故が起きにくくなっているというのは事実であると思うのですが、そこら辺のバランスをどう取るかが難しいのではないかなと思うのですが、その点はどうか考えますか。

- 山中委員長 おっしゃる点、非常によく分かります。放射線防護と実際の避難というのは、バランスを取りながら進めていく必要があるかというふうに思います。審査とは別の次元で考えなければならないという、これも深層防護の考え方でいきますと、第4層までは審査の中できちっと見て、できるだけ安全に配慮した形で設備を整えるという、その一つの目安として、100TBqということをつけているわけですけども、実際に設備が有効に働けば、それよりもうんと小さな放出量でとどまるということは審査の中で確認をしていると。その上で、第5層であるもう一層外側の層で考えるべき合理的な事故というのは、どの程度の規模なのかということも議論して、100TBqということもまず考えて、防災というのを考えていただいているかどうかというのが、規制委員会の考え方だと思います。

その上で、実際の予防的な措置と防護をうまく機能させるというのは非常に大切なところであって、これは地方自治体でいろいろ検討いただいて、その上で立案していただくということが必要かなというふうに思っています。

- 記者 ありがとうございます。

あとちょっと関連で、今回茨城県からこういう発表があったときに感じたのは、先ほどの質問でも出ていましたけど、今だと $20\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）を超えれば、1週間をめぐりに一時移転というふうになってはいますが、そもそもそういった線量に応じた段階的避難ということがまだ十分知られていないのではないかなというのを感じます。先ほどおっしゃられたように、自治体の担当者であったりとか、関心の高い地域の方は御存じかもしれないのですが、こと30キロ圏まで及んだり、あとは30キロよりも外の人になると、そういった基準があって、かつ段階的避難にならず、一斉に逃げちゃったときのリスクというのもまだ知られていないと思うのですが、その点ずっと長らく課題だったと思うのですが、もう少し踏み込んでいただくと、何かどういった対応ができるというふうに考えますか。

- 山中委員長 まず、我々規制当局として努めなければならないというのは、やはり防災の基本となる原子力災害対策指針、これを常に改善していくということ、あるいはできるだけ集中していくという努力を続けたいいけないということは、常々お話ししているとおりでございます。その上で、関係機関と連携しながら、これも自治体の皆さん、あるいは住民の皆さんと協力しながら訓練を重ねることで、理解を深めていく。あるいは先ほどからお話が出ているようなその屋内退避の有効性、逃げるよりは屋内退避をしていただいたほうが有効なのだということを、そういう訓練の中で御理解を深めていただくという、そういうことが必要かなというふうに思っています。

- 記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

はい、サイトウさん。

○記者 新潟日報のサイトウです。よろしくお願いします。

まず、議題3の保安規定の変更申請について、委員長自ら、社長に対して促していた部分があったかと思うのですが、改めて報告を受けて、御覧になられて、どういった所感を持たれたのかをお願いします。

○山中委員長 七つの項目については、これはもう変更することはない。これはもう社長との意見交換もそうですし、6年前の議論の中で決めたことですし、この点については全く変更がなかったということでございますけれども、中身の充実を核物質防護にとった様々な経験を生かして充実してほしいということをお願いしたところ、今日出てきたような案が提出されたということで、審査会合で見ていただいて、特段問題なしということでございましたし、今日の委員会でも異論はございませんでしたので、保安規定の変更についてはあの形で十分かなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

あと、すみません。先ほどから出ている薬物検査の事案でお伺いしたいのですけれども、ID不正のような大きな問題ではないという御認識かと思いますが、規制庁の報告書を見ると、社員への教育の不足だとか、いろいろと問題点が挙げられていたかと思うのですが、委員長自身はこの問題について、どういった点が課題だと認識されているか教えてください。

○山中委員長 根本的にやはり、先にもお話をしましたように信頼性確認の問題、いわゆる防護担当職員側の問題であったのだろうというふうに思っておりますし、その職員がこれは誤って陽性であるという結果が出ているにもかかわらず、陰性と判断して、入域させてしまったというところに問題があるという。もうそこに尽きるというふうに思っております。御本人、東京電力の職員本人については、これはもう偽陽性ですので、特に何か問題があったとは思っておりません。そこが本質的に、前回の事案と大きく違うところかなというふうに思っています。

○記者 なるほど。

一方で、防護担当の職員についても東電の社員なわけで、そこで教育が不足しているというのは、その本人の問題というか、やはり組織として、システムだったり、そういったところにやっぱり問題があるのではないのかなと思うのですが、その点はいかがですか。

○山中委員長 そういうキットの陽性・陰性という判定の仕方をきちっと教育するというところ。その部分については改善案が示されておりますので、今後きちっと運用されるものというふうに思っておりますし、前回起きたような東電社員を優遇するとか、あるいは根本的にセキュリティに対しての意識レベルが低いというような事案ではないと

いうふうに思っておりますし、根本的に何か不正が行われたということは今回の事案ではございませんので、その三つの点で前回の入域違反ということの事案との大きな差があるかなというふうに思っています。今回緑になったのは、そういう理由だと思います。

○記者 分かりました。

追加検査も終盤というか、大詰めの段階ではあると思うのですが、ただ、今回改めて検査指摘事項という事態になって、前の四半期でも照明が不点灯だった事案があって、それも検査指摘事項になって緑判定ということになっているかと思えます。やはり最終盤になっていても、もちろん小さなミスを全てなくすことはできないと思うのですが、ただ指摘事項になるレベルの事案がこうして起こっていることについて、やはり本当に改善できているのかなという疑問もあるのですが、今適格性も確認されているところだと思うのですが、その辺改めて委員長として、どういうふうに御確認というか、そういった疑問に答えられていくのかというのを教えてください。

○山中委員長 これはもう安全のほうもそうですし、核物質防護のほうもそうなのですけれども、やはりそれぞれの事案が安全に対して、あるいは核物質防護に対してどういう影響度があるのかということをしきりと判断した上で、これまでに起こった事案を全て見た上で、判断していきたいというふうに思っておりますし、委員の皆さんにそういう資料はきちと提供した上で、追加検査の結果を判定していくという作業を進めたいというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

ヨシダさんとマサノさんが挙げてらっしゃいますが、1回目の方よろしいでしょうか。では、お二人で終わりにしたいと思います。

まずヨシダさん、お願いします。

○記者 NHKのヨシダです。2回目、失礼いたします。

少し関連するのですが、柏崎刈羽の今進めている追加検査の状況と今後というか進めている適格性の確認ですね。この辺り今月、追加検査のほうも報告書のまとめの大詰めの段階ということもありましたけれども、この後年内にかけて、前から言われている現地調査であるとか、その辺この追加検査と適格性の判断とか、運転禁止処分の解除の判断であるとか、その辺のちょっと見通しが分かれば教えてください。

○山中委員長 追加検査につきましては、本日の臨時会で、核物質防護の追加検査の報告書案を説明していただくと、議論していただくということになるかというふうに思っています。その結果次第で、もちろん追加検査が続くということもございまして、報告書案が認められれば、多分次のステップに進むことになるかと思えますけれども、適格性の検査についても、それほど遠くない時期に、これは多分公開の場で報告を受けることになるかと思えますし、議論した上で、現地調査あるいは社長との面談の日取り

を決めていきたいというふうに思っています。

○記者 現地調査は年内に行いたいとか、そういうことは何かありますか。

○司会 すみません。マイクを使って、もう一度御質問からお願いします。

○記者 失礼しました。今後、現地調査など含めて考えたときに、年内にこうしたスケジュールで進めていきたいという、そういった意向はありますでしょうか。

○山中委員長 これはもう本当に追加検査の報告書の内容、議論した結果次第ということでございます。年内に終わるか、あるいは翌年になるかというのは、それ次第かなというふうに思っておりますし、まだ適格性の検査の結果についても報告を受けておりませんので、その検査の結果、議論した結果次第で進めていきたいというふうに思っています。

○司会 では、最後にマサノさんお願いします。

○記者 再びフリーランスのマサノです。

汚染土壌に関してなのですが、環境省は御存じのとおり、最終処分場を最小限化したために、1キロ当たり8000Bq以下再利用するという考えに固執していますが、原子力規制委員会の定めた新規制基準ではベントすることになっている一方で、汚染土壌の発生抑制策などは何も基準にないわけなのですけれども、事故対策として、何らかの対策が必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○山中委員長 ベントは事故対策として進めているのに、環境への配慮がないという、そういう御指摘でしょうか。

○記者 はい。ベントすれば、それはやがて落ちて、放射性物質の土壌汚染につながると思うのですけれども、そこには何の対策もなく、ベントしちゃえば原子炉は守れる。でも、そこで農業とか、住んだりとかということはできなくなってしまう。なので、何らかの対策、何らかの新規制基準がそこにも必要ではないか。そうでないとアンバランスではないかと思ったのですが。

○山中委員長 おっしゃるとおりだと思います。人と環境を守るのが私どもの務めだと思っておりますし、単なるベントではなくて、フィルタベントという装置をつけておりますので、土壌汚染、あるいはそれ以外のいわゆる環境に対する汚染、セシウム、ヨウ素をできる限り取り除いて、大半が希ガスの状態で放出されるというような装置をつけているというところが、環境への配慮だというふうに私は考えております。

○記者 なるほど。この汚染土壌の扱いについて、環境省は今年の5月、10月にIAEA（国際原子力機関）と会合を持って、政省令の策定に向けて動きをつくっているのですけれども、環境省が規制を考えていく上では、IAEA任せにせず、原子力規制委員会も関わりを持つべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。金属とかコンクリートのクリアランスレベル、再利用できるレベルとは、ちょっとダブルスタンダードが甚だしいと思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

○山中委員長 これはもう環境省とは密に連携を取って、いろいろなことは議論させていただいておりますけれども、福島のいわゆる汚染土壌の問題、あるいは汚染した物質の取扱いについては、環境省が御判断されることかなというふうに思っておりますので、この点については私、現時点でコメントする立場にはないかなというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それではよろしいでしょうか。

本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—